

○大府市大府東浦花火大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の魅力を広く市の内外に発信するとともに、地域資源を活かした観光の振興及び地域の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する大府東浦花火大会補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大府東浦花火大会実行委員会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大府東浦花火大会の開催に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から広告料収入等の協賛金として得た収入、地代家賃収入及び売上収入を控除した額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、大府東浦花火大会が中止となった場合の補助金の額は、補助対象経費の合計額から広告料収入等の協賛金として得た収入、地代家賃収入、売上収入及び保険により補填された額を控除して得た額に、本市と東浦町の協議に基づき^{あん}按分した率を乗じて得た額を限度とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	花火大会協力者への謝礼
	記念品	花火大会協力者への記念品
需用費	消耗品費	花火大会に必要な物品の購入に要する経費
	印刷製本費	花火大会に使用するちらし・ポスター等の印刷製本に要する経費
役務費		郵送料、電話代、広告料、花火中止保険料、申請料等の役務に要する経費（花火大会のみに係るものに限る。）
使用料及び賃借料		会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料（花火大会のみに係るものに限る。）
委託料		花火打上業務委託料、会場設営委託料、司会業務委託料、清掃業務委託料、警備業務委託料
その他の経費		その他市長が必要と認める経費